

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「第1期山梨県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」（素案）

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	1計画の名称と考え方 (2) 考え方 5現状の整理 (3) 推定生息数 (4) 出没状況 6現状の評価と課題 7管理の目標 (1) 基本目標 8ゾーニング管理に関する事項 (2) 各ゾーンにおける対策 ア人の生活圏イ緩衝地帯 12出没対応に関する事項 (3) 有害捕獲の実施 (4) 緊急銃猟等の実施	<p>私は約40年にわたり、人と野生動物の共生について関心を持ち観察してきた。山梨県山岳連盟の山岳クラブに所属し山岳レインジャーを経験した他、現在も山梨県鳥獣センターの鳥獣ボランティア及び山梨県動物愛護ボランティアとして20年以上活動している。</p> <p>県内各地を長年歩き、野生鳥獣の痕跡や生息状況の変化を継続的に観察してきた。ツキノワグマについても、糞、爪痕、足跡、臭い、越冬穴、熊棚、餌資源となるブナ類や水源環境などの痕跡から、個体の行動や繁殖など、季節や標高による移動傾向を把握してきた。</p> <p>しかし、近年の現地観察からは、ニホンジカとは対照的に、クマが増加している実感はなく、むしろ甲府市北部などでは減少している印象を受ける。</p> <p>個体数推定は統計モデルによる推計であり、不確実性を伴い、出没件数の増加のみを根拠として個体数増加を推定することについては、慎重な検証が求められる。</p> <p>全国では近年クマによる人的被害が過去最多と報道されているが、本県における出没の多くは偶発的なものであり、人的被害も年間1?2件程度で推移している。東北地方のように人身被害を繰り返す個体が定着している地域とは状況が異なると考えられる。</p> <p>したがって、問題個体の定義は、被害や出没を繰り返す個体に限定する慎重な運用が必要ではないか。単に人里近くに出没したという理由のみで捕獲対象とすることには慎重であるべきと考える。</p> <p>また、クマ問題の主な対策として最優先すべきは「問題個体の駆除」ではなく、人里にクマの誘引する要因の除去である。県内各地の柿の実は冬になっても鈴なりのまま、果樹地帯はシャインマスカットに変わり、従来のだどう、すもも、もも、栗の放置は目に余る。</p> <p>これにより、「放任果樹の伐採」や管理の徹底は極めて重要であり、これを優先的な対策として位置づける必要がある。</p> <p>クマの捕獲は一時的な対処に過ぎず、クマ問題は個体数増加ではなく、人間側の環境管理の問題として捉えるべきと考える。現在捕獲に対して設けられている助成制度や報奨金制度についても、誘引物除去や放任果樹管理の支援へ振り分けることを検討するべきである。</p> <p>さらに、捕獲に対しては安全管理も重要である。山梨県内では、過去に登山者への誤射事故が発生しており、また、本年2月1日には猟友会同士の誤射により重傷者が出る事故が発生した。私自身もその現場に居合わせ、猟銃による捕獲の危険性を強く実感した。また、違法罠も多く、捕獲体制には技術向上と安全管理の見直しが必要である。</p> <p>山梨県は南アルプスユネスコパーク及び甲武信ユネスコパークを有する地域であり、人と自然の共生を理念として掲げている。その理念に照らしても捕獲中心の対策ではなく、生息環境の管理、人間側の生活環境の改善、地域住民への理解促進を重視した管理方針を強化していただくことを強く望む。</p>	1	<p>【記述済み】</p> <p>出没対応、生息環境や緩衝地帯の整備、被害未然防止の普及啓発などについて、総合的に取り組みを進めてまいります。</p>